

## 「福岡市動物の愛護と管理推進協議会」平成30年度第1回協議会議事録（抄録）

1 日時：平成31年1月24日（火）14時00分～17時00分

2 場所：福岡市文学館（赤煉瓦文化館） 第3会議室

### 3 出席者

#### (1) 学識経験者

- ① 佐々木委員（筑紫女学園大学現代社会学部）・・・会長
- ② 山根 委員（西南学院大学人間科学部）
- ③ 有馬 委員（福岡城南法律事務所）
- ④ 村上 委員（学校法人滋慶文化学園福岡 ECO 動物海洋専門学校）

#### (2) 動物愛護に関する法人等

- ① 東田 委員（一般社団法人福岡市獣医師会）・・・副会長
- ② 波多江委員（社団法人日本愛玩動物協会福岡県支所）
- ③ 森田 委員（一般社団法人九州動物福祉協会）

#### (3) 動物愛護団体等

- ① 松崎 委員（NPO 法人犬文化創造ネットワーク）
- ② 木本 委員（一般社団法人博多ねこ 99 ネットワーク）

#### (4) ペット業界関係者

小川 委員（ビックママプロジェクト）

#### (5) 行政関係者

- ① 野坂 委員（福岡市教育委員会指導部学校指導課）
- ② 木内 委員（福岡市保健福祉局生活衛生部）

### 1 挨拶

### 2 委員の紹介

野坂委員の紹介

### 3 会長、副会長選出

佐々木委員を会長、東田委員を副会長として選出

以下、◎：会長，○：副会長，□：委員，■：事務局

#### 4 報告

##### (1) 狂犬病予防集合注射実施方法の見直しについて

■説明（5ページ～参照）。

◎来年度はどうするのか

■来年度の日程はまだ確定していないが、今回の集合注射の結果から、土日開催の会場数増加に伴い、利便性が向上し、注射率の上昇が見込めるものと考えている。関係機関の協力が必要だが、土日開催の会場数を増やしていきたい。

◎土日開催の会場は主に動物病院会場となると思う。集合注射に協力している獣医師会は、来年度の変更点などは検討しているのか。

○動物病院会場には、利便性向上のほかに、集合注射から動物病院への段階的な移行という目的もある。屋外で行う集合注射に比べ、より衛生的な処置や救急対応が可能な動物病院での注射に移行していきたい。しかし、動物病院に行くことに対し、心理的な抵抗がある飼い主も存在するため、性急に進めることで接種率の低下を招くようなことはあってはならないと考えている。近年、接種率は低下傾向にあったものの、今回は低下を食い止めることができたため、まずは動物病院を活用した集合注射を継続していくことが重要だと考えている。

◎承知した。

□春季の集合注射というのは認知が進んでいると思うが、春季以外も予防接種が可能だということがあまり認知されていないと感じる。秋季も集合注射を実施しているが、何かアナウンスはしているのか。

■注射未実施犬の飼い主には、はがきで再通知を行っている。

□再通知を行っているのであれば、そのはがきに、動物病院では年間を通して予防接種が可能だということを記載するのも効果的ではないかと考える。

■検討したい。

□予防接種の料金は同一なのか。

■集合注射会場は、動物病院会場を含め、全て市が定めた同一の手数料を徴収している。ただし、個別に動物病院で予防接種を実施する場合は、各動物病院が設定した料金を支払うこととなる。

◎小型犬と大型犬では、料金は異なるのか。接種する量が異なるのであれば、料金も変わってくるのではないかと思うが。

○料金、ワクチンの接種量ともに同一である。

■補足だが、従来の一般会場は開催時間の短いものが多く、決して利便性が高いとは言いがたい状況にあった。一方で、動物病院は年間を通して予防接種が可能のため、将来的には、集合注射よりも利便性の高い動物病院を選択する飼い主が増えることで、接種率が上昇することを期待している。

□動物病院会場はどのように選抜しているのか

○基本的には、削減予定の会場の近隣にある動物病院を選抜している。また、ほかにも協力可能な動物病院があったため、合計で74会場となっている。

□県や市の獣医師会に入っていない動物病院もあるが、そういった動物病院でも登録や狂犬病予防接種についての説明はなされているのか。

■毎年、春季の集合注射開始前に、市獣医師会の会員以外の動物病院に対し、飼い主への説明等協力をお願いする文書を送付している。文書を受けて、しっかり説明がなされているかまで把握するのであれば、調査が必要だが。

□私は動物病院での勤務経験があるが、末端まで情報が行き届いているとは言い難い。

■この問題については、行政から飼い主の方々への周知がまだ行き届いていないということもあるが、動物病院やペットショップなど、犬に関わるの方々からの働きかけも重要だと考えている。狂犬病は毎年世界で5万人ほどの死者が出ている恐ろしい病気であることや、予防接種はそもそも人の狂犬病予防のためであることも含め、情報発信に協力していただける方々との連携を図っていきたい。

◎来年度の一般会場は削減する予定なのか。

■6会場を削減する予定であるが、近隣に動物病院会場を用意できるところで、と考えている。

◎承知した。もう一点質問するが、「登録」という制度について最初に認識するタイミングは、集合注射になるのか。

■そういう方もいるかもしれないが、犬の場合は、ペットショップで購入される方が大半を占めるので、ペットショップで認識される方が多いのではないかと思う。我々としても、まずはペットショップから、飼い主に対し、情報提供していただければと思っている。

◎例えば、登録すれば狂犬病予防注射の手数料が割引になるなど、登録の魅力に繋がるキャンペーンがあれば、登録率も上がっていくのではないだろうか。

□個々のペットショップでは、登録や狂犬病予防に関する意識はまだまだ低いところもある。福岡市には犬猫パートナーシップ店制度があるので、認定基準の1つにするなどの対応も考えられるかもしれない。

○悪いところというのは目立ってしまうものだが、近年は、意識の低いペットショップは少しずつ淘汰されているように感じる。動物病院にも、ペットショップから説明を受けて来院される方が増えてきており、意識の高いペットショップは増加傾向にあるのではないだろうか。福岡市も、犬猫パートナーシップ店制度などを開始し、良質なペットショップをサポートする体制ができている。時代が変わってきていると感じている。

## (2) ミルクボランティア事業の進捗状況について

■説明（6 ページ～参照）。

○この表にあるボランティア登録数というのは新規の数か。

■年度ごとの新規で、累計が44組である。

○実績は85頭ということだが、ボランティアの負担になっていないか。負担が大きい場合は長く続けるのは難しいと思うが。

■負担の軽減という意味で、1、2週間での預かりも可能なように制度を変更し、何とかボランティアを確保していきたいと考えている。

◎1頭当たりのコストはどうなっているのか。

■1頭当たりのコストは、譲渡が成立するまでの総額では約4万円。平成30年度で考えると、150頭分程の予算を用意できれば、実質的殺処分ゼロが達成できるということになる。

◎その頭数で計算すると、必要な予算は約600万円ということになる。ふるさと納税で賄えるのか。

■現在は相当額を頂戴しているので、なんとか予算を確保できている状態である。

□ミルクはボランティアの負担になるのか。

■ミルクは福岡市が用意する。一部は、寄付でいただいたものを活用している。

□譲渡待ちの猫の月齢は。

■2ヵ月齢から数ヵ月齢と様々。

□子猫の一時預かりを行う場合は東部動物愛護管理センターに行かなければならないとのことだが、その往復にかかる交通手段や時間の都合で、収容当日に一時預かりをするのは難しいという方がいるのではないか。

■そのとおり。

□そうであれば、子猫の運搬のみを担当するボランティアや、動物病院への受診のみを担当するボランティアなど、一時預かり以外にもボランティアの範囲を広げ、福岡市全体で猫の殺処分を減らしていこうという呼びかけをすることについても検討してほしい。

◎近年の、実質的殺処分を含む全ての殺処分数の変化はどうなっているか。

■400 から 500 前後で推移している。

◎その 400 を減らすために、地域猫活動に取り組むという話になる。

■地域猫活動は、野良猫の収容数を減らす直接的な手段はないため、収容数そのものを減らすのは容易ではないと考えている。

◎もちろん容易ではないと思うが、地域猫活動は、苦情数削減のための手段であるとともに、収容数削減のための大きな柱として位置づけているのではないか。

■市全域が地域猫活動の地域になれば可能である。

□猫の収容の際、持ち込みであれば有料か。

■野良猫の場合は無料。飼い猫であれば引き取り手数料をいただく。

□乳飲み子の場合、母猫がどこかから連れてきて放置しているということはほとんどないため、やはり近くに給餌者がいるということだと思う。持ち込む方は、「私は関係ない」とお話しされると思うが、地域の問題として捉え、情報提供だけでも構わないので、引き続き関与していただくことができればと思う。

□持ち込みが無料なため、給餌によって生まれてしまった子猫の持ち込みは今後も続くだろう。解決方法の1つとして、子猫だけの持ち込みであれば有料、子猫を持ち込む場合は母猫も一緒に持ち込むなら無料ということにすれば、その母猫へのTNRを実施することが可能となり、地域で生まれる子猫の数を減らすことができる。子猫は、ミルクボランティアの対象とすればよい。

◎持ち込みのハードルを高くするというのであれば、「この猫は野良猫です」という署名を近所の方にいただくことを必須とするなど、方法は色々あると思う。検討の余地はあると感じる。

■ご意見はごもっともと思う。しかし一方で、なぜ引き取りというシステムがあるのかも考える必要がある。法律の体系的には、引き取りはセーフティネットとして必要とされている手段であり、持ち込みのハードルをいたずらに高くすることで、地域の野良猫が過剰に増えてしまい、地域の住環境悪化を招くこととなつてはいけないと考えている。

□ハードルを高くすることだけが目的ではない。少しずつでも収容数を減らす取り組みを行わないと、いつまでも殺処分という問題はなくならないので、1つずつアイデアを導入し、収容数を減らす努力をすべきと考えている。

◎猫の問題には、殺処分数削減だけでなく、苦情数削減など様々な課題がある。それぞれの課題を切り取ってしまうと断片的な議論になってしまうので、猫に関する問題を総合的に解決するための様々な手段を総合的に議論していくべきと考える。

### (3) 犬猫パートナーシップ店制度について

■説明（7ページ～参照）。

◎ペットショップにとってメリットのある制度なのか。

■様々な手段で、福岡市がPRすることが最大のメリットになると考えている。各店の情報はホームページに掲載しているほか、店頭には認定店であることを示すポスターやステッカーを掲示している。

- ◎市民に「認定店を利用したい」と思わせる魅力をつくっていく必要があると思う。  
認定による効果の検証を行い、必要に応じて改善をしていく必要がある。
- ロゴマークに、行政のお墨付きのような雰囲気がない。かわいいデザインだとは思いますが、お墨付きが見て取れるほうがよいのではと思うが。
- ペット業界側としては、「お墨付きをもらっている」という意識でポスターなどを掲示していると感じる。現在は犬猫等販売業に限定されているため、今後、ペットサロンなどにも拡大できればと思う。
- 制度を周知する上で、「福岡市」をもっと強く打ち出してもいいのではないかな。
- 全国初の制度ではあるが、他都市にもどんどん広げていきたいという思いがある。  
奈良市も平成30年6月から、福岡市と同じ内容で制度をスタートしたが、「福岡市」が全面に出ていないこともあり、ロゴマークも共通のものを使用している。
- 人によって価値観も様々であり、「福岡市」が全面に出ることを嫌う方ばかりではないと思う。全国に広げていきたいという思いは理解できるが、それだけで「福岡市」を入れない理由にはならないのではないかな。
- 各店には、ロゴマークを利用したステッカーとは別に、福岡市長名で発行した認定証をお渡ししており、必要に応じて掲示していただいている。ステッカーについては、あまり行政色を強く出し過ぎるよりも、まずは「かわいい、何だろう」と認識していただくことが先ではないかと考えている。
- 実際に認定店に行った方の中には、「譲渡」よりも、まずはペットショップで売っている犬猫を勧められた方もいると聞く。今後は、責任者クラスだけでなく、店員全てに認定基準が浸透することを期待している。
- この制度の対象となるのは生体販売を行っている店舗であり、生体販売をせずに譲渡を推進している意識の高い店舗が認定対象となっていないのはいかがか。同一の基準で認定するのは難しいと思うが、別の基準を定めて対応することで、制度の意義がより広く伝わっていくものと考えます。ぜひ検討してほしい。

◎認定店のネットワークを作ってはいかがか。

○全国初の試みということで、非常にやりがいのある制度だと感じている。制度の広がりとともに、ペットショップにとってさらにメリットのある形を作り、いずれネットワークのようなものが形成されればと思う。

■第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画においても「動物取扱業者間の連携」を図ることが定められているが、個々のペットショップで考えも異なるため、ネットワークの形成には至っていないのが現状。福岡市としても、ネットワークの形成に繋がるような施策を実施していく必要があると考えている。犬猫パートナーシップ店制度については、今後、認定店が増えていくことで、少しずつ横の繋がりが出来ていくことを期待している。

#### (4) 多頭飼育の届出制度について

■説明（15 ページ～参照）。

□届出をしない場合、罰則があるのか。

■条例で定める場合は罰則を設けることができるが、本制度は要綱で定めたものなので、罰則はない。ただし、条例で定めている他都市でも、把握した段階で届出さえすればよいため、罰則を適用することはないと聞いている。

□この制度の利点は「多頭飼育に起因する問題への指導が行いやすい」ということだが、そのような問題のある飼い主は届出しないのではないか。

■貴見のとおり。そのため、多頭飼育者と関係する団体等から情報を得る必要があると考えている。また、情報を得た場合も、我々の訪問に難色を示す方も多いため、関係団体等から届出制度についてお伝えいただくなど、ご協力をいただいている。

□届出件数は。

■まだ数件程度と、非常に少ない。

□せっかく制度ができたので、多くの方に届出していただき、不測の事態にもすぐに対応できるようにしてもらいたい。

□行政手続きの値引きなど、何らかのメリットがないと、届出が進まないのではないかと思う。確認だが、動物取扱業者は制度の対象となるのか。

■対象外である。動物取扱業者は既に把握しているため、改めて届出制度で把握する必要がない。

□動物取扱業の登録をしていない方もいるのではないか。

■1回だけの取引であれば動物取扱業の登録は必須ではないが、反復継続する場合は、届出制度よりも動物取扱業の登録について指導をすることとなる。

□先ほどのメリットの話だが、登録や狂犬病予防注射のある犬と異なり、猫は行政手続きが特にないため、行政だけでメリットをつけるのは難しい。不妊去勢手術費用の軽減や、動物愛護管理センターでの不妊去勢手術やマイクロチップ装着の実施などを検討することはできないだろうか。

■メリットについては、慎重に判断する必要がある。多頭飼育でない方が、多頭飼育を始めるきっかけにもなりかねない。

◎メリットという議論になるのが個人的にはよくわからない。一般的にはデメリット、つまり罰則を導入すべきではないだろうか。

■現在、法改正に向けた動きが加速しており、改正案についても各議員連盟で活発に議論されている。多頭飼育についても、より強い規制の導入について検討されているため、議論の推移を見ていきたいと考えている。

◎福岡市の動物愛護行政は、以前は国の半歩先を進んでいると思っていたが、現在は半歩後ろを進んでいるように感じる。国の動きを待つという態度は、あまり評価できない。平成21年に策定した第1次計画にも多頭飼育について定めていたものが、やっと10年経って届出制度として導入された。他都市では既に導入された事例もあるので、後手になってしまった分、それを取り返せるような展開を期待したい。

届出制度の周知は、今後どのように図っていくのか。

■多頭飼育の実態把握のため、アンケート調査を実施した居宅介護支援施設には、既に周知し、利用者への情報提供を依頼した。市ホームページにも掲載しているが、それだけで周知が進むとは考えていないため、新たな方策について検討しているところである。

市政だよりや町内回覧はどうか。

■検討したい。

SNS で拡散してよいか。

■構わない。

## 5 議事

(1) 第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画の進捗状況について

■説明 (16 ページ～参照)。

◎産業動物や実験動物については、実態について把握していない方がほとんどだと思うので、シンポジウムの開催等を検討してほしい。

ペットフード等販売店の啓発は、どのように着手する予定なのか。

■ペットフードの販売店については、動物取扱業の登録の対象にはならないため、どのようにアプローチすればよいか整理がついていない状況。参考にさせていただきたいので、ぜひご意見いただければと思う。

ペットフードのメーカーの方が、啓発の文言をパッケージに入れたいという話をされていた。1つのメーカーが取り組めば、業界全体として取り組んでいく流れになるのではないかと期待している。

○同行避難についてだが、環境省が策定したガイドラインは机上の話で、実際に運用するのは非常に難しいのではないかと考えている。ガイドライン策定後の豪雨災害等でも、同行非難の受入れを拒否した避難所があると聞いている。そこで、福岡市と獣医師会で、災害発生時に飼い主がどう動けばいいのか、ぜひいい方向で報告できるようにしたいと考えている。次回の協議会で中間報告ができるように努力したい。

## (2) 平成31年度以降の地域猫活動に対する支援について

■説明（18ページ～参照）。

○2つ質問したい。まず、活動のルールを守らなくなった地域があるという話だが、その具体的なケースについて。次に、不妊去勢に対する支援の具体的な内容について。

■地域によって活動のルールにも差異があるが、置き餌や、トイレの管理ができていないなどが挙げられる。

■不妊去勢に対する支援については、補助金ではなく、動物愛護管理センターでの無償手術を実施している。

□地域猫活動の本来の目的は猫の数を減らすことではないという話だったが、活動終了の要因として「目標達成」を挙げている地域の中には、目標が「野良猫の数がゼロになること」であった地域もあると聞いた。事務局の話と異なる点があると思うが、どのように理解したらよいか。

■福岡市としては、地域猫活動の目的は猫の数を減らすことそのものではないと考えている。しかし、当該地域が自ら立てた目標が「野良猫ゼロ」だったということだろう。

□地域猫活動の本来の目的としては「苦情の軽減」であるため、苦情がゼロになれば目標達成として活動を終了する地域もあるということか。

■そのとおり。

□しかし、活動を終了すれば、また苦情が発生することとなる。

■もちろん継続してほしいと考えている。地域猫活動は人的・金銭的負担が大きい活動であるが、継続するためにはどのような支援が必要なのかということ考えた結果、1年単位の更新制導入に踏みきろうと考えているところである。

□活動の中心メンバーが、転居や住民とのトラブル等により活動を離れることで、活動を維持できなくなる地域もある。以前から考えているのだが、活動開始時に、活動メンバーの任期を定め、地域内で持ち回り制にするようなことはできないのか。

■活動開始前に地域と協議を進める中で、そういう要望があれば、福岡市としてもその方向で支援をすることはできる。

◎苦情を減らすというのは大きな目標だったと思うが、苦情数の変化がデータとして見えない。そういう基礎的なデータを資料につけてもらわないと議論がしにくい。

■年度によって増減はあるが、29年度は増加、30年度も増加する見込み。

◎ということは、地域猫活動による苦情数削減はうまくいかなかったということになるのではないか。

■平成21年度からの支援全体としては、そのように判断せざるを得ない。現場対応が必要なものを苦情としてカウントしているが、その数も、現場の肌感覚としても増えてきていると感じる。

■苦情だけでなく、相談内容なども含め、大部分が猫の問題になっている。

□地域猫活動に取り組んでいる人間としては、猫について全く許容できない方々が増えてきたことも、苦情件数の増加の要因ではないかと考えている。1年単位の更新制というのは、きちんと活動できている地域にとっては非常にいい案だと思う。一方、活動のルールを守れない地域にとっては、厳しい改正である。台東区では、1人当たり何頭まで、という補助制度があったり、うまくいっていない地域には、うまくいっている地域からメンバーを派遣したりして、活動者自身がどんどん地域猫活動を推進しているようだ。そのような先進事例もぜひ参考にしてほしい。

◎継続することが重要だが、それが非常に難しい活動なのだろうと想像はしている。  
例えば地域猫はモデルとして、普及啓発の材料にする程度に留めておくなど、作戦変更ではなくプラットフォームを変えていくような改正が必要なのではないだろうか。

□あすなろ猫の手術枠もすぐに埋まってしまうと聞いた。もっとあすなろの枠が増えればいいが。

○客観的に見て、野良猫の数は減っているのか。

■活動地域に対するアンケート調査の結果、「減っている」という回答が多かった。  
おそらく、不妊去勢手術によって、短期的には猫の数が減るのは間違いないと思う。  
ただし、塀に囲まれた地域などは存在しないので、他地域からの流入等の影響で、長期的にも減ったままというのは難しいかもしれない。

○活動者の方々が実情は1番わかっていると思うので、活動者に支持される内容の改正であれば、それでいいのかなとは思う。

□28年度以降に指定した地域では、苦情件数はゼロということによいか。

■そのとおり。

□苦情件数の増加は、周知の途中経過に過ぎない場合もあると思う。活動者がいることで、野良猫やエサなどに目が行くようになる。地域猫活動を行うことで、逆に増加してしまうのは、一定程度仕方ないことだとは思う。

◎地域猫活動については一旦議論を終了したい。猫問題を解決するためには、地域猫活動には至らない地域における猫問題についても議論が必要。極論だが、人間が買った餌を猫に与えなければ解決する気もする。野生動物に餌を与えてはいけない。野良猫は野生動物ではないが、それと同様の感覚で与えないようにすればよいと思う。

□分かっているけど、やはり与えてしまう方は一定数いる。

◎最終的には、猫問題はそこに行き着くと思う。殺処分の問題も、そこがネックになっている。

□給餌者には、心の問題を抱えている方も多い。そういった方々にどうアプローチするのか。それがないと解決しない。

□寂しいから猫に依存してしまっている。ただし、注意するのは簡単だが、子どもにも高齢者にも動物をかわいがる気持ちは大事にしていきたいので難しい。

■本日は、福岡猫被害救済委員会の代表の三瀬氏から資料を預かっている。内容を紹介させていただいてもよろしいか。

◎構わない。簡潔にお願いしたい。

■内容としては、

- ・地域猫活動において、不適切な活動や不妊去勢手術を目的とした活動によって、地域住民の人権侵害にまで及んでいると認識していること
  - ・これについて、謝罪や交渉を求める必要があるのではないかと考えていること
  - ・地域猫活動を継続するのはやめるべきであり、安楽死を視野に入れていくことも必要ではないかということ
  - ・うまくいかない地域がある状況を 10 年近く改善できていない福岡市には問題があること
  - ・協議会の委員に対しても、効果的な意見を出せていない点で問題があること
  - ・我々動物行政を担当している職員に対し、処分が必要であること
  - ・協議会については、解散または委員の変更等が必要であること
- などのご意見をいただいている。

■私自身、本日の議論を受けて、地域猫活動だけではなかなか猫問題の解決には至らないという実態を感じたため、ぜひ皆さま方のご意見をいただきながら進めていきたいと思う。引き続き、今後ともご意見をいただきたい。